

## 会 員 各 位

長野県医師会長

関 隆教

## 「医師賠償責任保険」団体契約更改募集のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業につきましては平素より格別のご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本会では従来より損害保険ジャパン日本興亜(株)と標記保険の団体契約を締結していますが、2018年5月1日に満期が到来します。2018年もこの保険制度を継続して採用しますので、従来よりご加入されている方は継続いただき、未加入の方はこの機会にこの保険制度をご検討くださるようご案内申し上げます。

また、今回勤務医契約1型の保険料が6,016円から4,000円に変更となっています。詳細は次ページ「2018年度 改定のお知らせ」をご参照ください。

なお、この保険につきましては日医医師賠償責任保険等との関係により、加入タイプが異なります。手続きにあたっては十分にご注意くださるようお願い申し上げます。

団体割引 20%適用

保険期間 2018年5月1日午後4時から2019年5月1日午後4時まで 1年間

募集締切 2018年3月16日(金) (郡市医師会必着)

## 【お問い合わせ先】

- |         |   |
|---------|---|
| ●保険契約者  | 一般社団法人長野県医師会  |
| ●取扱代理店  | 一般社団法人長野県医師会<br>(住所) 長野県長野市大字三輪1316番地9 (電話) 026-219-3600<br>(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)                 |
| ●引受保険会社 | 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 長野支店 長野法人支社<br>(住所) 長野県長野市三輪武井1313-11 (電話) 026-235-8126<br>(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで) |

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、長野県医師会または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 2018年度 改定のお知らせ

### ① 勤務医 契約保険料1型 保険料改定

- 勤務医1型の保険料を6,016円⇒4,000円に変更します。(パンフレットP4)

旧	新
勤務医 1型	勤務医 1型
6,016円	4,000円

### ② 勤務医「損害賠償請求期間延長担保特約」 保険料改定

- 上記改定に伴い、勤務医1型の損害賠償請求期間延長担保特約(5年・10年)の保険料も改定となります。(パンフレットP6)

【1型:5年】		【1型:10年】	
旧	新	旧	新
5年延長	5年延長	10年延長	10年延長
2,226円	1,480円	2,707円	1,800円

## \*\*\*ご注意\*\*\* 勤務医師・看護師の個人責任部分

医師賠償責任保険は、勤務医や看護師等の個人責任部分は補償しません。

そのため個人責任部分は、勤務医師賠償責任保険や看護職賠償責任保険にオプションをセット(パンフレット:5ページ)していただくことになります。万一の際の手当てをご確認ください。

2018年度

# 団体医師賠償責任保険 のご案内



団体割引  
**20%適用**  
保険期間1年間  
一時払

---

保 険 期 間

---

2018年5月1日  
午後4時から1年間

---

募 集 締 切

---

2018年3月16日まで(都市医師会必着)

\*ただし、中途加入は随時受け付けております。

# I 医師賠償責任保険の概要

医師賠償責任保険は「医師特約」と「医療施設特約」をセットにした、医師の皆さまのための保険です。

## 1 この保険の概要について

### 〈1〉医師特約条項(医療上の事故)

医師が日本国内において行った医療上の過失によって、患者に身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、保険期間中に患者またはその遺族により損害賠償請求を提起された場合、患者もしくはその遺族に対して被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

### 〈2〉医療施設特約条項(医療施設上の事故)

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって第三者の身体障害や財物損壊が発生した場合、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

※賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

## 2 保険の対象となる方(被保険者)について

この保険の被保険者<sup>(注)</sup>は、医療施設(診療所、病院、介護老人保健施設等)の開設者です。勤務医の先生は「勤務医師賠償責任保険」でのご加入となりますので、本パンフレットP4をご参照ください。

●医療機関がご加入になる場合、医師賠償責任保険の被保険者は開設者のみとなります。勤務医師や看護師等の個人責任を補償するものではありません。各種オプション契約をセットすることにより、被保険者とすることができます。本パンフレットP5をご参照ください。

●ただし開設者の業務の補助者たる医師(管理者、勤務医師等)や看護師、薬剤師、診療放射線技師その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任は補償の対象となります。

(注)次の事由に該当する場合は、被保険者の変更等追加の手続きが必要となりますので、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- ・経営形態の変更(個人立病院・診療所が法人立病院・診療所(一人医師医療法人を含みます)になる等)がある場合。
- ・巡回診療・健診が、その病院・診療所の所在する都道府県内で行われない場合。

**加入資格**…この契約は長野県医師会を契約者とする団体契約ですので、ご加入にあたっては開設者あるいは管理者の先生が長野県医師会の会員であることが必要です。なお、開設の届出施設ごとに加入の手続きが必要となります。

## 3 お支払いする主な保険金について

### 〈1〉医師特約条項

- ①法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)
- ②訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など(事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。)

### 〈2〉医療施設特約条項

- ①法律上の損害賠償金

- 身体賠償事故の場合…治療費、休業損害、慰謝料など
- 財物賠償事故の場合…修理費、再調達に要する費用など<sup>(注1)</sup>

(注1)修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

- ②訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など(事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。)

## 4 保険金をお支払いする主な事故例

			
手術にミスがあり、患者に身体障害が発生したことにより損害賠償請求を受けた。	診断を誤ったために、患者の病状が悪化したことにより損害賠償請求を受けた。	診療所の床が滑りやすくなってしまったために、来訪者が転倒し、ケガをした。	院内で提供した食事が原因で食中毒が発生した。

## 5 損害率対応割増制度、優良割引制度について

この保険では、100床以上の病院、定員数100人以上の介護老人保健施設の開設者の方がご加入になる契約の場合、過去の成績計算期間中の保険金支払状況に応じて保険料の割増引が適用されることがあります（個々のご契約に対して適用される割増引率については取扱代理店または損保ジャパン日本興亜から別途ご案内します。）。

### ◆損害率対応割増制度

本年度(2018年度)の契約では、2012年4月1日から2017年3月31日間の損害率が100%以上である場合、損害率に応じて割増を適用します。<sup>(注1)</sup>

#### 〈損害率の算出式〉

過去5年間の累計お支払保険金額<sup>(注2)</sup> ÷ 過去5年間の累計保険料<sup>(注3)</sup>

(注1) 割増率については毎年契約更新時に見直しを行います。

(注2) すべての病床区分（一般・療養・精神・結核・その他）における保険金の合計とします。

(注3) なお、この成績計算期間中に割増および優良割引が適用されている病院につきましては、割増引前の保険料を計算の基準とします。

### ◆優良割引制度

本年度(2018年度)の契約では、2012年4月1日から2017年3月31日間に支払保険金がない場合、20%の割引を適用します。

(注1) この成績計算期間中にご契約の実績があること、割引適用時点でご契約後1年以上経過していることが適用の条件となります。

(注2) 優良割引の適用可否については毎年契約更改時に見直しを行います。

(注3) 現在、優良割引が適用されている病院で本年度契約以降に保険金支払いが発生した場合、以降の継続契約は割引の対象外となります。

# II 医師賠償責任保険

## 1 契約型の選択



## 2 保険料表

(保険期間1年・団体割引20%・一括払)

### A 診療所契約 (日医A会員用)

医療施設タイプ  
 <1> 個人立の診療所で開設者が日医A①会員の場  
 合  
 <2> 一人医師医療法人の診療所で常勤医師が日医  
 A①・A②会員であり、かつ非常勤医師がいな  
 い場合  
 <3> 一人医師医療法人の診療所で、常勤医師が日  
 医A①・A②会員であり、かつ非常勤医師が日  
 医A①・A②会員にかぎられる場合

### B 診療所契約

医療施設タイプ  
 <1> 開設者が法人立の場合  
 <2> 一人医師医療法人の診療所で日医A①・A②会  
 員でない勤務医師(常勤・非常勤)が勤務してい  
 る場合

型	保 険 金 額					1診療所・ 年間 保険料 (円)
	医療上の事故		建物設備の使用・管理上の事故 給食等による事故			
	対人	対人	対人	対人	対物	
	1事故 につき (万円)	1年間 につき (万円)	1名 につき (万円)	1事故 につき (万円)	1事故 につき (万円)	
1型	100	300	500	5,000	100	6,480
2型	100	300	1,000	10,000	200	6,648
3型	100	300	3,000	30,000	600	6,904
4型	100	300	5,000	50,000	1,000	7,032
5型	100	300	10,000	100,000	2,000	7,344

型	保 険 金 額					1診療所・ 年間 保険料 (円)	
	医療上の事故		建物設備の使用・管理上の事故 給食等による事故			無床 診療所	有床 診療所
	対人	対人	対人	対人	対物		
	1事故 につき (万円)	1年間 につき (万円)	1名 につき (万円)	1事故 につき (万円)	1事故 につき (万円)		
1型	500	1,500	500	5,000	100	20,016	23,024
2型	1,000	3,000	1,000	10,000	200	30,416	35,000
3型	3,000	9,000	3,000	30,000	600	54,864	63,160
4型	5,000	15,000	5,000	50,000	1,000	67,024	77,176
5型	10,000	30,000	10,000	100,000	2,000	80,624	92,816
6型	20,000	60,000	20,000	200,000	4,000	107,480	123,760

## C 病院契約（日医A会員用）

医療施設タイプ  
開設者が個人立の場合

（勤務医師（常勤・非常勤）すべてが  
日医A②会員であること）  
（保険期間 1年・団体割引20%・一括払）

型	保 険 金 額					保 険 料 (1ベッド・1年間につき 単位：円)							
	医療上の事故		建設設備の使用・管理上の事故給食等による事故			一 般 病 床					療養 病床	結 核 感染症 老健施設 の病床	精神 病床
	対人 1事故 につき (万円)	対人 1年間 につき (万円)	対人 1名 につき (万円)	対人 1事故 につき (万円)	対物 1事故 につき (万円)	20～ 99床	100～ 199床	200～ 299床	300～ 499床	500床 以上			
1型	100	300	500	10,000	100	1,496	1,960	2,480	2,480	2,480	1,352	101	323
2型	100	300	1,000	20,000	200	1,560	2,024	2,544	2,544	2,544	1,416	125	403
3型	100	300	3,000	60,000	600	1,656	2,120	2,640	2,640	2,640	1,512	157	555
4型	100	300	5,000	100,000	1,000	1,744	2,208	2,728	2,728	2,728	1,600	181	683
5型	100	300	10,000	200,000	2,000	1,824	2,288	2,808	2,808	2,808	1,680	205	787

種別病床数

×

1ベッド保険料

=

年間保険料

※病床数は、原則、医療法施行規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数のことをいいます。  
※優良割引適用となる病院や割増保険料の適用となる病院については別途ご案内します。

## D 病院契約

医療施設タイプ  
開設者が法人立の場合

（保険期間 1年・団体割引20%・一括払）

型	保 険 金 額					保 険 料 (1ベッド・1年間につき 単位：円)							
	医療上の事故		建物設備の使用・管理上の事故給食等による事故			一 般 病 床					療養 病床	結 核 感染症 老健施設 の病床	精神 病床
	対人 1事故 につき (万円)	対人 1年間 につき (万円)	対人 1名 につき (万円)	対人 1事故 につき (万円)	対物 1事故 につき (万円)	20～ 99床	100～ 199床	200～ 299床	300～ 499床	500床 以上			
1型	500	1,500	500	10,000	100	4,144	5,544	5,720	5,720	5,784	3,696	175	377
2型	1,000	3,000	1,000	20,000	200	6,272	8,064	8,160	8,456	8,768	5,256	257	499
3型	3,000	9,000	3,000	60,000	600	9,856	12,232	14,664	15,200	15,760	7,952	426	751
4型	5,000	15,000	5,000	100,000	1,000	10,936	13,552	17,936	18,600	19,288	8,832	518	929
5型	10,000	30,000	10,000	200,000	2,000	12,856	15,712	21,216	22,000	22,824	10,392	617	1,088
6型	20,000	60,000	20,000	400,000	4,000	16,211	19,827	26,809	27,786	28,847	13,392	786	1,346

種別病床数

×

1ベッド保険料

=

年間保険料

※病床数は、原則、医療法施行規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数のことをいいます。  
※優良割引適用となる病院や割増保険料の適用となる病院については別途ご案内します。

## E 勤務医契約

病院・診療所・介護老人保健施設等に勤務されている医師の方

（保険期間 1年・団体割引20%・一括払）

型	保 険 金 額		1名・ 年間保険料 (円)
	医 療 上 の 事 故		
	対人 1事故につき(万円)	対人 1年間につき(万円)	
1型	100	300	4,000
2型	1,000	3,000	20,576
3型	3,000	9,000	31,312
4型	5,000	15,000	34,584
5型	10,000	30,000	40,664
6型	20,000	60,000	51,568

※勤務医で日医A②会員の方は、1型のみのご加入となります。  
※勤務される病院が複数ある場合でも、日本国内の医療行為であれば各々の病院における医療業務がすべて対象となります。

※いかなる場合も医療施設開設者の責任を肩代わりするものではありません。

※通常は「医療施設単独」あるいは「医療施設と勤務医の共同不法行為」として賠償請求される場合が大半ですが、医療事故の被害者側から、勤務医の先生が「単独で賠償請求された場合」には、勤務医の先生ご自身が訴訟対応する必要があります。

(タイプE 勤務医契約へのご加入をお勧めします。)

# III 各種オプション契約(特約)の概要

「勤務医師」、「看護職」、「医療従事者」の方全員(包括契約)を補償対象とするオプション契約(特約)です。

## 1 勤務医師賠償責任保険(包括契約)

勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)

医療機関の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任部分を補償する保険です。ただし、ご契約の医療施設の業務として行った医療行為が対象となります。

(保険期間1年・団体割引20%・一括払)

契約型		I型	II型	III型	IV型	V型	VI型	
保険金額(補償額)	1事故	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	
	保険期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1億5,000万円	3億円	
保険料	診療所契約(1診療所につき)	1,874円	5,684円	8,659円	15,692円	19,192円	23,057円	
	病院契約(1病床につき)	一般・療養病床	381円	1,156円	1,761円	3,190円	3,902円	4,687円
		精神病床	94円	285円	434円	786円	962円	1,155円
		結核その他病床(介護老人保健施設)	132円	400円	609円	1,103円	1,349円	1,620円

ご加入医療機関の業務における勤務医師個人の賠償責任を、無記名で包括的に補償する契約です。

ご契約内容に関する詳細は取扱代理店までご連絡ください。

※1 この契約に加入している場合には、勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険に加入の場合であってもこの契約を優先して適用します。

※2 この契約はその医療機関の使用人以外の方が、その医療機関で行った医療行為についても包括的に補償の対象としているため、被保険者のお名前の確認できる名簿(医師名簿)をご加入医療機関において常時備えつけられておくことが必要となります。

※3 勤務医師包括契約の各加入型の保険金額はこの追加条項がセットされる主契約の医師特約の保険金額(P3、4)を上回らないものとします。

## 2 看護職賠償責任保険(包括契約)

看護職特約条項・包括契約に関する追加条項(損害賠償請求ベース用)(看護職特約条項用)

保険期間中に看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたことにより、患者またはその遺族より損害賠償を請求された場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。ご契約内容に関する詳細は取扱代理店までご連絡ください。

(保険期間1年・団体割引20%・一括払)

型		K1型	K2型	K3型	K4型	K5型	K6型	K7型	
保険金額	1事故	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	
	期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1億5,000万円	3億円	6億円	
保険料	診療所(1診療所につき)	1,140円	2,750円	3,890円	5,920円	6,540円	7,680円	8,440円	
	病院(1病床につき)	一般・療養病床	187円	454円	641円	976円	1,078円	1,267円	1,392円
		精神病床	1円	3円	4円	6円	7円	8円	10円
		結核・その他病床(介護老人保健施設)	2円	5円	7円	10円	11円	13円	14円

※1 ご勤務される看護職の方を一括して付保するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。

※2 保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。

※3 事故発生時にはその看護職が貴病院(診療所)に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

### 3 医療従事者賠償責任保険（包括契約）

医療従事者特約条項・包括契約に関する追加条項（損害賠償請求ベース用）（医療従事者特約条項用）

保険期間中に医療従事者<sup>（注）</sup>の方の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたことにより、患者またはその遺族より損害賠償を請求された場合などに、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ご契約内容に関する詳細は取扱代理店までご連絡ください。

（注）理学療法士・臨床工学技士、診療放射線技師（診療エックス線技師）、衛生検査技師、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、視能訓練士、義肢装具士、薬剤師、管理栄養士、救急救命士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、歯科衛生士、歯科技工士

（保険期間1年・団体割引20%・一括払）

型		J1型	J2型	J3型	J4型	J5型	J6型	J7型	
保険金額	1事故	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	
	期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1億5,000万円	3億円	6億円	
保険料	診療所（1診療所につき）	62円	150円	211円	322円	358円	419円	560円	
	病院（1病床につき）	一般・療養病床	37円	89円	125円	190円	210円	247円	339円
		精神病床	4円	10円	13円	20円	22円	26円	37円
		結核・その他病床（介護老人保健施設）	6円	14円	20円	30円	34円	39円	55円

※1 ご勤務される医療従事者の方を一括して付保するため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。

※2 保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。

※3 事故発生時にはその医療従事者が貴病院（診療所）に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

### 4 損害賠償請求期間延長担保契約

損害賠償請求期間延長担保追加条項

廃業等により保険契約を継続しない場合や保険期間の途中で契約を解約した場合において、保険期間終了以前に行った医療行為により身体障害が発生したときに、保険期間終了後から損害賠償延長期間中に発生した損害賠償請求に対する法律上の賠償責任を補償します。

A 診療所契約（日医A会員用）

5年延長担保	10年延長担保
保険料 （1診療所につき）	保険料 （1診療所につき）
2,226円	2,707円

B 診療所契約

（団体割引20%・一括払）

加入中の 医師賠償 責任保険 の型	5年間延長担保		10年間延長担保	
	無床 診療所	有床 診療所	無床 診療所	有床 診療所
1型	7,234円	8,347円	8,798円	10,152円
2型	11,020円	12,716円	13,403円	15,466円
3型	19,971円	23,041円	24,289円	28,022円
4型	24,423円	28,179円	29,704円	34,272円
5型	29,340円	33,851円	35,683円	41,170円
6型	39,176円	45,199円	47,646円	54,972円

E 勤務医契約

加入中の 勤務医契約 の型	5年延長担保	10年延長担保
	保険料 （1名につき）	保険料 （1名につき）
1型	1,480円	1,800円
2型	7,613円	9,259円
3型	11,585円	14,090円
4型	12,796円	15,563円
5型	15,046円	18,299円
6型	19,080円	23,206円

勤務医師包括契約

加入中の 勤務医包括 契約の型	5年延長担保	10年延長担保
	保険料 （1診療所につき）	保険料 （1診療所につき）
I型	693円	843円
II型	2,103円	2,558円
III型	3,204円	3,897円
IV型	5,806円	7,061円
V型	7,101円	8,636円
VI型	8,531円	10,376円

※病院契約（日医A会員用）・病院契約に加入している病院が期間延長に加入する場合には、取扱代理店までご連絡ください。

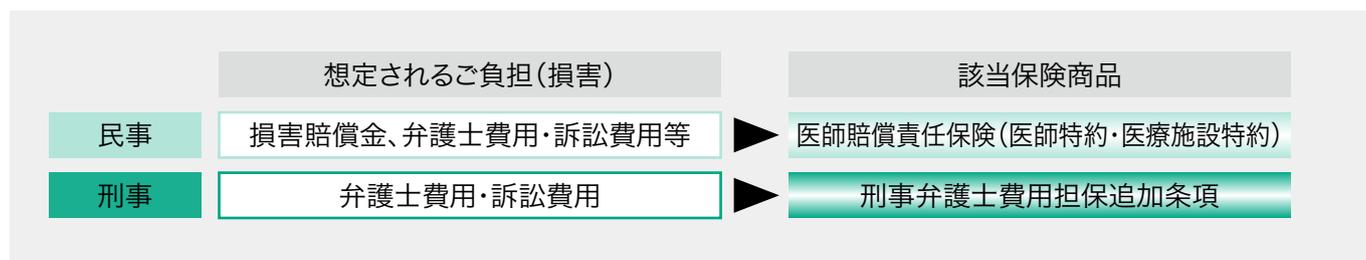
※延長期間中に契約を解約した場合においても、保険料の返還はできません。

## 刑事弁護士費用担保追加条項の概要

(医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用)

当追加条項は、「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について補償する追加条項です。被保険者(補償の対象となる方)である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします(起訴後の費用を含みます。ただし、被保険者の有罪の確定<sup>(注)</sup>がなされた刑事事件を除きます。)

(注)有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。



### ◆刑事弁護士費用担保追加条項の概要

#### ●保険金額

保険期間(1年)を通じて500万円となります。

※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

#### ●保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。

(注)刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時<sup>(注1)</sup>
- ②裁判所が略式命令を発した時<sup>(注2)</sup>
- ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時<sup>(注3)</sup>

(注1)ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

(注2)ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

(注3)ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

#### ●以下のご契約形態の場合に、割増保険料なしで自動セットされます。

##### 個人契約としてご加入の場合(被保険者=個人)

医師賠償責任保険(医師特約条項)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

(注)一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

##### 病院契約としてご加入の場合(被保険者=法人)

勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項が付帯されます。

※勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

※勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)に未加入でこの追加条項のお見積りをご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### ●用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

# IV 廃業等により保険契約を解約する場合の 注意点と手続き

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパン日本興亜で医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等※がある場合を除きます。)

なお、廃業等により保険契約を解約する場合には、「損害賠償請求期間延長担保追加条項」のセットをお勧めします。この追加条項を付帯いただくことにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合でも、保険期間終了後5年間もしくは10年間に限り補償の対象とすることができます。(被保険者が死亡された場合には、相続人からその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者とみなすことができます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎりません。)

ご加入にあたっては所定のお申込手続きのほか、追加保険料が必要となります。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

## ポイント

医師特約は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合などに、廃業前の医療行為に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることができません。

(保険期間中に事故の発生を認識し、その原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に損保ジャパン日本興亜に書面にて通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。) 医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する 경우가多く、保険期間終了前に行った医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性があります。

廃業等により保険契約を解約される場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、「損害賠償請求期間延長担保追加条項」へのご加入をご検討ください。

# V その他の変更手続き

下記の変更が生じた場合は、取扱代理店までお申出ください。

- 個人立⇔法人立への変更：「損害賠償請求期間延長担保特約条項」のセットをお勧めします。
- 開設者の変更：「損害賠償請求期間延長担保特約条項」のセットをお勧めします。
- 契約型の変更
- 加入者カード紛失
- 解約

など

# VI 医療事故が発生した場合の手続き

万一、医療事故が発生し、相手方より損害賠償の請求を受けた場合（損害賠償請求されるおそれがある場合も含まれます。）にはただちに、所属の郡市医師会または長野県医師会までご連絡ください。

※事故が起こった場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合も含まれます。）は、所属の郡市医師会または長野県医師会経由で損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出していただきます。

No.	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書 等
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、カルテ（写）、看護記録（写）、XP等の画像（写）、院内の検討記録、刑事弁護士費用に関する通知書 等
3	損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①医療行為に関わる賠償事故の場合 診断書、後遺障害診断書、治療費領収書、休業損害証明書、所得を証明する書類 等 ②医療施設に関わる賠償事故の場合 （対人事故の場合）診断書、後遺障害診断書、治療費等領収書、休業損害証明書、所得を証明する書類 等 （対物事故の場合）修理見積書、写真、領収書 等
4	相手方からの請求内容が確認できる書類	損害賠償請求書（写）、訴状（写）、調停申立書（写）、証拠保全申立書（写） 等
5	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（写）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手方への振込控（写）、相手方からの領収書（写） 等
6	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等

（注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
  - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
  - ②専門機関による鑑定結果の照会
  - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
  - ④日本国外での調査
  - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。（被保険者が日医A①会員、A②会員の場合）

※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

## ●2010年4月1日以降発生した事故<注>から保険金のお支払方法が下表のとおりとなりました。

お支払いパターン		保険金のお支払先
先履行	保険金のお支払い前に被保険者（医療機関）が相手の方（患者等）へ保険会社の了解を得たうえで賠償金を支払った場合	被保険者（医療機関）
被害者承諾	被保険者（医療機関）が保険金を受け取ることに相手の方（患者等）の承諾を得た場合	
指図払い	被保険者（医療機関）が相手の方（患者等）へのお支払いを指図した場合	相手の方（患者等）
先取特権行使 <sup>(※)</sup>	相手の方（患者等）による先取特権が行使された場合	相手の方（患者等）

（※）先取特権を行使する場合には、被害者が裁判所に所定の文書を提出し、保険金請求権を差押えることになります。

裁判所は厳格な証明書類を申立て者である債権者（被害者）に対して求めることになることから、実際に行使されるケースは、被保険者（加害者）に破産手続開始の決定があったような場合など、一定のケースに限定されるものと想定されます。

〈注〉補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。  
加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

## この保険のあらまし

- 商品の仕組み: この商品は賠償責任保険普通保険約款に医師特約・医療施設特約、各種特約条項・追加条項をセットしたものです。
- 保険契約者: 一般社団法人長野県医師会
- 保険期間: 2018年5月1日午後4時から1年間となります。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:  
引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- ①ご加入者: 長野県医師会の会員である開設者あるいは管理者、および勤務医。
- ②被保険者: 医療施設(診療所、病院、介護老人保健施設等)の開設者、および勤務医。
- ③募集期間: 2018年3月16日まで(郡市医師会必着)
- ④お手続き方法: 加入依頼書に記入捺印後、各郡市医師会にご送付ください。オプションセットをご希望の方は、加入依頼書裏面もご記入のうえご提出ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	変更箇所だけでなく、ご希望の加入内容全てを「加入申込書」にご記入のうえ、ご提出ください。
	継続加入を行わない場合	「脱退届」のご提出が必要となります。詳細は長野県医師会までご照会ください。

- ⑤お支払方法: 保険料は、2018年4月16日までに郡市医師会へ現金またはお振り込みでお支払いいただきますようお願いします。
- ⑥中途加入: 保険期間の途中でのご加入は、随時、受付をしていますので郡市医師会までご連絡ください。
- ⑦中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- その他ご注意: 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	<p>開設者またはその使用人その他開設者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって、患者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます)が発生した場合において、被保険者である開設者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注))をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>★保険期間中に医療事故に起因して損害賠償請求を提起された場合が対象となります。</p> <p>(注) 損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。</p> <p>○ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含む)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。(初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。)</p>	<p>直接であると間接であると問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任</p> <p>②海外での医療行為に起因する賠償責任</p> <p>③美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任</p> <p>④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任</p> <p>⑤名譽き損または秘密漏えいに起因する賠償責任</p> <p>⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任</p> <p>⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任</p> <p>⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任</p> <p>⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任</p> <p>⑪医療施設(設備を含みます。)、自動車(原動機付自転車を含みます。)、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)の所有、使用または管理に起因して生じた事故</p> <p style="text-align: right;">など</p>
建築物等による使用・管理上の事故	<p>被保険者(注)が加入者証記載の医療施設(設備を含みます。)の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物(給食等)、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額を超過する金額とし、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(注) 被保険者とは、診療所や病院の開設者等をいいます。</p>	<p>直接であると間接であると問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任</p> <p>②被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の医療上の行為による身体の障害に起因する賠償責任</p> <p>③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任</p> <p>④他人から貸借したり、預かっている財物についての賠償責任</p> <p>⑤戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任</p> <p>⑥地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任</p> <p>⑦自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<b>刑事訴訟に関する弁護士費用</b>	<p>被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外になります。</p> <p>①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など</p>	<p>①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注) 有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。</p>

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

### ＜1＞クーリングオフ

この保険はクーリングオフの対象とはなりません。

### ＜2＞告知義務(ご契約締結時における注意事項)について

保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

＜告知事項＞

- 加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等の記載事項すべて  
※加入依頼書等にご記載いただく内容については、正確に告知願います。

保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等の以下の項目をいいます。

- ①加入者(被保険者)欄
- ②保険料欄の、病院の病床数・病床区分
- ③過去の保険金支払状況など

### ＜3＞通知義務(ご契約締結後における注意事項)について

(1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

- 加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等の記載事項の変更
  - ①病床数や病床種類を変更される場合(病院を対象とすることのご契約の場合)
  - ②保険金額等ご契約内容を変更される場合
  - ③個人立の病院または診療所が、法人立(一人医師医療法人を含みます。)の病院または診療所に組織変更される場合
  - ④法人立(一人医師医療法人を含みます。)の病院または診療所が個人立の病院または診療所に組織変更される場合
  - ⑤病院または診療所が買収または売却され、経営母体に変更となる場合
  - ⑥標榜科目を変更される場合など

ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパン日本興亜に通知する必要はありません。)

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なお連絡ができないことがあります。

- ご加入者の住所などを変更される場合

(3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

#### 〈4〉重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

〈5〉この保険契約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

#### 〈6〉責任開始期

保険責任は保険期間初日の2018年5月1日午後4時から開始します。

※保険期間の途中でご加入する場合は随時受け付けておりますので、取扱代理店までご連絡ください。

#### 〈7〉主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

主な免責事由につきましては、本パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

#### 〈8〉中途脱退と中途脱退時の返れい金等

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

#### 〈9〉保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

#### 〈10〉個人情報の取扱いについて

保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細は損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

〈11〉既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出は不要です。

継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。

〈12〉賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。

〈13〉この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

〈14〉この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

〈15〉補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎります。



# 「医師賠償責任保険」団体加入依頼書 (2018年度)

長野県医師会長 殿

加入者 (被保険者)	所属医師会		医師会				
	(〒 - )						
	住所						印
	フリガナ						
	※氏名 (開設者)						非会員
	日医会員区分 (いずれかに○)	A①	A②B	A②C	B	C	
	経営形態 (いずれかに○)	法人	個人	一人法人		その他	
A①・A②会員以外の勤務医有無		有			無		

※法人の場合は法人名・代表者名をご記入ください。

## 1. 医療施設名

フリガナ			
名称	所在地		
TEL( ) -			
標榜科目 (該当に○ 複数可)	①内科	②外科	③整形・形成外科
	④脳神経外科	⑦産・婦人科	⑧皮膚科
	⑩小児・小児外科	⑪眼科	⑫耳鼻咽喉科
	⑬その他		

## 2. 医療施設の種類および加入契約の種類 (○をおつけください)

開設者	契約種類						
	医療施設種類	1型	2型	3型	4型	5型	6型
日医A1会員	A 個人診療所						
	C 個人病院						
日医A会員以外	B 個人診療所						
	D 個人病院						
法人	B 無床診療所						
	B 有床診療所						
	D 法人病院						
勤務医(日医A会員)	E 個人契約						
勤務医(日医A会員以外)	E 個人契約						

※診療所有床無床区分(○をおつけください)	有床 ( 床)	無床
-----------------------	---------	----

## 3. 保険料

診療所		円
病院	一般病床	99床以下
		100~199床
		200~299床
		300~499床
		500床以上
院	療養病床	
	結核・感染症・老健施設の病床	
	精神病床	
勤務医		

円

## 4. 他の契約についてご記入ください(日医医賠償責任保険は記入不要です)

本保険以外の同種保険契約	有・無
保険会社	
保険種類	
保険金額	万円

※私は、上記内容にて医師賠償責任保険に加入します。申込人(加入者)および被保険者は、募集文書または損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

切り取り

# 「医師賠償責任保険」各種オプション契約(特約)付帯申込書

オプション付帯をご希望の方は、下記についてご記入ください。

## 1. 加入契約の種類(○をおつけください)

勤務医師賠償責任保険(包括契約)	I型	II型	III型	IV型	V型	VI型	
ご希望の型に○→							
看護職賠償責任保険(包括契約)	K1型	K2型	K3型	K4型	K5型	K6型	K7型
ご希望の型に○→							
医療従事者賠償責任保険(包括契約)	J1型	J2型	J3型	J4型	J5型	J6型	J7型
ご希望の型に○→							

## 2. 保険料

### 勤務医師賠償責任保険(包括契約) …①

診療所				円		
病 院	一般・療養病床	円 ×	床 =	円	} _____ 円	
	精神病床	円 ×	床 =	円		
	結核その他病床 (介護老人保健施設)	円 ×	床 =	円		

### 看護職賠償責任保険(包括契約) …②

診療所				円		
病 院	一般・療養病床	円 ×	床 =	円	} _____ 円	
	精神病床	円 ×	床 =	円		
	結核その他病床 (介護老人保健施設)	円 ×	床 =	円		

### 医療従事者賠償責任保険(包括契約) …③

診療所				円		
病 院	一般・療養病床	円 ×	床 =	円	} _____ 円	
	精神病床	円 ×	床 =	円		
	結核その他病床 (介護老人保健施設)	円 ×	床 =	円		

合計保険料(①+②+③)	円
--------------	---



## お問い合わせ先

取扱代理店

### 一般社団法人長野県医師会

長野県長野市大字三輪 1316番地9

TEL:026-219-3600(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社

### 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 長野支店長野法人支社

長野県長野市三輪武井 1313-11

TEL:026-235-8126(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

#### ●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

#### ●事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、次の事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110

受付時間 ◆平日/午後5時から翌日午前9時まで

◆土日祝日(12月31日から1月3日を含みます。)/24時間

※上記以外受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

■取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

■このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。